

至誠館大学学術機関リポジトリ公開規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学附属図書館（以下、「図書館」という。）管理運営規程第25条に基づき、至誠館大学において生産された学術情報資料を電子的な形態で収集し、電子的な手段で公開することにより学術の発展に貢献することを目的として、至誠館大学学術機関リポジトリ（以下、「機関リポジトリ」という。）の管理及び運営に関して必要な事項を定める。

(運用)

第2条 機関リポジトリの運用は図書館において行う。

(登録対象資料)

第3条 図書館は次の要件をみたす学術情報資料について、登録対象とする。

- (1) 学術的な研究の成果又は学術的に意義のあるもの
- (2) 本学の構成員（教育職員、学生）及び構成員であった者が作成に関与したもの
- (3) 電子的フォーマットで作成されているもの
- (4) ネットワークを通じて安全に公開できるもの

(提供者)

第4条 次に定める者は、「学術論文等公開同意書」（以下、「同意書」という。）[様式1]の提出により自己が作成に関与した学術情報資料を機関リポジトリに登録することができる。

- (1) 本学の構成員（教育職員、学生等）及び構成員であった者
- (2) その他図書館長が適当と認めた者

(公開)

第5条 図書館は、著作者の許諾を得て収集した学術情報資料（以下、「電子データ」という。）をサーバー上に複製し、情報ネットワークを介してインターネット上に公開する。

2 電子データには書誌情報を加え、検索と閲覧が可能なものとする。

(利用条件)

第6条 図書館は、電子データを利用して公開するに当たって、次の事項を遵守する。

- (1) 著作物及びその表題の表現を改変しないこと
 - (2) 著作者名及び著作権の表示を行うこと
 - (3) 公開に際しては、閲覧者が著作権法を遵守するよう明記すること
- 2 電子データの利用についての対価は無償とする。
- 3 電子データの利用によって生ずる結果について、図書館は責任を負わない。

(利用許諾)

第7条 同意書によって電子データの公開を許諾した者（以下、「許諾者」という。）は、図書館長が利用条件に基づいて著作物を利用することを認める。

2 許諾者は、提供しようとする学術情報資源に共著者がいる場合は、あらかじめこれらの利用許諾を共著者から得るものとする。

3 許諾の変更を希望する場合、許諾者は図書館長に対し学術論文等公開許諾変更届（様式2）に理由を付してその変更を申請することができる。

（公開の停止）

第8条 公開に関して不適切な事実が認められた場合、学術論文等公開停止通知書（様式3）により図書館長は理由を付して許諾者にその旨を通知し、公開を停止することができる。

（著作権）

第9条 許諾者は図書館長に対し、学術情報資料の利用についての著作権法上の権利である複製権及び公衆送信権を非排他的に無償で許諾する。

2 機関リポジトリに登録された学術情報資料の著作権は原著作権者に帰属する。

（雑則）

第10条 この規程に記載のない事項については、必要に応じて、許諾者及び図書館長が別途協議するものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成21年11月25日	（制 定）
改正	平成26年 4月 1日	（第1回改正）
	平成28年 6月 1日	（第2回改正）
	平成31年 4月 1日	（第3回改正）